

## 介護保険の認定と障害者控除対象者認定

### 「介護保険の認定」

介護サービスの利用にあたっては、あらかじめ、介護を要する状態であることを公的に認定される必要があります。いきなり介護施設や介護サービス事業者のところに行っても、介護保険を利用した介護は受けられませんので、ご注意ください。

具体的な流れは次の通りです。

- ①介護を受けようとする方の**住民登録がある役所**（健康保険を管轄する部署）に、「要介護認定申請書」提出します。
- ②認定調査員が介護の必要な方と直接面談し、実際に介護を要することを確認し、報告書を認定審査会に提出します。
- ③審査会は、報告書や主治医意見書を総合的に勘案し、要介護度や介護保険負担限度額の認定を行い、その旨が記入された「介護保険被保険者証」を発行します。
- ④「介護保険被保険者証」を持って、指定介護保険事業者へ連絡すれば、介護支援専門員（ケアマネージャー）が面談の上、介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。被保険者がこれに同意すれば、ケアプランに沿った介護保険サービスが受けられるようになります。

※申請書を提出した後、実際に「介護保険被保険者証」が発行されるまでは、約1カ月の期間を要しますので、期間に余裕をもって手続きされるとよいでしょう。

### 「障害者控除対象者認定」

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない方でも、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、一定の要件を満たす方に対し、**住民登録がある役所**に申請することにより、確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」が発行されます。要介護認定を受けられた方は、申請されることをお勧めします。

### <お盆休みのお知らせ>

誠に勝手ながら**8月13日（水）～15日（金）**の間、夏季休業期間とさせていただきます。  
ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。



## 税務調査の事前通知について

事前通知について国税通則法と税理士法の改正がありました。

実は、平成 23 年 12 月に改正されたばかりだったのですが、実際運用してみるとあまり評判が良くなかったようです。例えば、税務署が調査をする際には税理士に加え納税者に対しても事前通知が行われ、納税者が調査結果も含めた様々な項目の説明を税務署から直接受ける必要があったのです。

結局、納税者にとって負担が増える結果となりました。

そこで今回は、税理士に対する委任状（税務代理権限証書）にチェックして同意の意思表示さえすれば、従来通り税理士を通じて調査の事前通知、調査内容の説明を受けることができるようになりました。

本改正は、平成 26 年 7 月 1 日以後の税務調査から実施されています。

税務代理権限証書		※整理番号
年 月 日	氏名又は名称	
年 月 日	税務代理権限証書	
上記の 税理士 税理士法人 を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する税務代理を 委任します。		
過年分に関する 税務代理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等により前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます）。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】	<input checked="" type="checkbox"/>
調査の通知に関する同意	上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】	<input checked="" type="checkbox"/>
年 月 日		

## 祇園祭

日本三大祭りの一つ、京都の祇園祭は毎年 7 月 17 日に山鉾巡行が行われ、多くの見物客でにぎわいますが、今年から約半世紀ぶりに後祭（あとまつり）が復活、7 月 17 日と 24 日の 2 回にわけて山鉾巡行が実施されます。

もともとは前祭（さきまつり）と後祭に山鉾巡行が行われていましたが、昭和 41 年以降は 17 日の前祭との合同巡行となっていました。しかし今回、江戸時代末期まで後祭のしんがりを務めていた大船鉾の再建を機に、祇園祭本来の形を後世に伝えていこうという機運が高まり、後祭の復活となったそうです。

17 日の前祭は全 33 基の山鉾の内 23 基が昨年と同じコースを巡行、24 日の後祭は約 150 年ぶりに再建された大船鉾を含む 10 基の山鉾が、前祭とは逆回りのコースを巡行します。

